

(仮称) 大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例(素案)について  
ご意見及び町の考え方について

※ ご意見については、原文のまま掲載しています。

番号	条項等	ご意見
1	全体	<p>基地局被害が本当にあるのなら、まず国が法で規制すべき。現状、国が規制するに値する健康被害は確認されておらず、科学的根拠に乏しい。そのような状況下で、町が独自に条例を制定するのは時期尚早である。携帯電話は今や町民に欠かせないインフラであり、特に命に関わる110番や119番等の緊急通報利用にも欠かせない存在である。そもそも町内は起伏の多い地形であり、携帯電話の電波が届きにくい。携帯電話会社の基地局設置の努力によりかなり改善されたが、それでも尚届きにくい場所がある。このまま条例が制定されるならば、各携帯電話会社が基地局の新規設置を控えるだけでなく、既存の基地局を撤去する可能性も考えられる。言い換えれば、緊急通報が繋がりやすくなる改善が見込めないだけでなく、逆に繋がりやすく改悪される可能性がある。一部の町民の健康被害から生まれた条例制定が、緊急通報が繋がりにくいことで助かる命も助からなくなるなど、多くの町民が不利益を被ることになる。健康被害に対する当面の解決策は、多くの町民を巻き込む条例制定ではなく、被害者個人に対する適切な医療の提供等の個別対応で行うべきである。</p>
		<p><b>町の考え方</b></p>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的として制定するものであり、携帯電話基地局の設置を制限するものではありません。本条例の趣旨を町民や事業者にも周知し、理解していただけるよう努めます。</p>
番号	条項等	ご意見
2	全体	<p>意見の主旨：条例素案の「即時見直し」と「行政指導要綱」への移行要求 本条例素案は、住民の不安解消という目的は理解できるものの、その硬直的な規制内容が、町が定めた公式計画と町民の生命安全に直結する防災インフラの整備を著しく遅延させます。既存の行政手続き（「大磯町内における携帯電話等基地局の設置について(要請)」(令和4年11月)の枠組み)で本素案の目的は達成可能なため、不必要な重複規制である条例を新たに設ける合理性が欠如しています。町民の生命安全と公益責任を果たすため、本素案の「即時見直し」と柔軟性に優れた「行政指導要綱」への移行を強く求めます。</p>
		<p><b>町の考え方</b></p>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的として制</p>

		定するものであり、携帯電話基地局の設置を制限するものではありません。本条例の趣旨を町民や事業者にも周知し、理解していただけるよう努めます。
番号	条項等	ご意見
3	全体	<p>代替案の提案</p> <p>本条例素案を見直し、町は「行政指導要綱」または「事業者との行政協定」を導入することで、住民の不安の解消と行政手続きの円滑化を図るべきです。</p> <p>1 公益性工事の着工迅速化（着工制限期間の是正） 防災強靱化工事については届出をもって直ちに着工を可能とする。</p> <p>2 通信環境の速度・機能向上工事（5G整備を含む） 基地局の改造工事については届出から7日間の行政確認期間をもって着工を可能とする。</p> <p>3 既存の報告体制の形式化と町の公開責任の強化 既存の報告体制を行政指導要綱として確定させ、事業者の報告内容を町がHP等で速やかに公開し、町が主体となって事業者との連携・仲介を担うことで、紛争予防に努める。</p> <p>4 科学的知見に基づく客観的な情報提供の徹底 町は中立的な立場で、WHOや総務省などの公的機関が定める電波防護指針を含む電波の安全性に関する正確な情報を提供し、住民が抱える科学的根拠に基づかない健康不安を解消し、紛争の根本的な原因解消に努める。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例の制定については、令和7年第1回（3月）大磯町議会定例会において「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」が提出され、全会一致で採択されたことを受け進めているものです。</p> <p>いただいた御意見については、本条例の今後の運用の中で参考にさせていただきます。</p>
番号	条項等	ご意見
4	全体	<p>私は現在留学のため国外に居住しておりますが、大磯町に実家があり、町の施策は私及び家族の生活安全に深く関わるものです。</p> <p>本条例は、携帯基地局設置に対し計画書提出・標識設置・説明義務など過度な手続きを課す内容となっており、通信会社が大磯を整備の優先地域から外す可能性があります。特に海沿いで災害リスクの高い大磯においては、津波等の緊急時に迅速な避難情報の受信が命に直結します。通信インフラの弱体化は防災上、大きな問題です。</p> <p>また、若い世代にとって通信速度と安定性は生活の基盤です。近年、大磯では楽天の基地局撤去に伴い、大磯駅西側エリアで電波が不安定な事例が生じてお</p>

		<p>り、このような状況が拡大すれば帰省や将来のUターンに不安を感じる若者が増え、観光・経済の衰退を招きます。</p> <p>さらに、電磁波健康リスクは科学的根拠が乏しく、景観問題もデザイン配慮により解決可能であるため、通信環境を悪化させてまで規制を強化する合理性は低いと考えます。加えて、福岡県篠栗町では、本条例と同様に基地局設置の事前手続を強化する条例を制定したものの、基地局整備が全く進まず「携帯が繋がらない地域」が発生する懸念が生じ、わずか6年で条例を廃止した前例があります。この失敗事例を踏まえ、大磯が通信インフラの後進地域となることを強く危惧します。より安全で利便性の高い町づくりのため、通信を阻害する本条例の内容について再検討を強く求めます。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明することで、紛争を未然に防止することを目的としており、携帯電話基地局の設置を制限するものではありません。</p> <p>なお、本条例の制定については、令和7年第1回（3月）大磯町議会定例会において「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」が提出され、全会一致で採択されたことを受け進めているものです。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
5	全体	<p>素案が町の公益にもたらす欠陥</p> <p>1 町民の生命を脅かす「防災対策の足かせ」</p> <p>大磯町は津波・土砂災害・河川氾濫といった複合的な災害リスクを抱えており、携帯電話基地局は災害時における「命のインフラ」です。令和6年能登半島地震の教訓が示す通り、大規模災害下において通信インフラの確保は人命救助と情報伝達の要であり、その強靱化は喫緊の課題です。しかし、本素案の第6条に基づく「60日間の着工制限期間」は、この「命のインフラ」である携帯基地局の強靱化工事（72時間非常用電源確保など）を強制的に遅延させます。これは、能登の教訓を無視し、町が負うべき防災上の責任を自ら放棄する行為に他なりません。この遅延は、通信が限界を超えて輻輳した際に、緊急通報や安否確認の機能停止を招き、町民の生命安全を脅かす直接的なリスクとなります。</p> <p>2 政策の自己矛盾と町の成長機会の阻害</p> <p>本素案の規制は、国が進める「デジタル田園都市国家構想」の実現を妨げ、町の重要な公式計画の目標達成を、町自らの手で阻害するという深刻な行政の自己矛盾を引き起こします。</p> <p>・国家戦略及び大磯町デジタル化推進計画との矛盾と移住・経済戦略への影響 本規制は、5Gへのアップグレードや設備改造といったデジタル化の基盤整備に対し、町自らが60日間の遅延を強制します。特に、湘南国際マラソンや箱根駅伝</p>

	<p>といった大規模イベントへの通信容量の迅速な増強対応や、移住者が従事するリモートワーク環境の整備を後退させ、移住促進の人口戦略を自ら阻害し、地域経済の活性化を妨げるという重大な結果をもたらします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大磯町こども計画との矛盾と教育機会の損失</li> </ul> <p>同計画が目標とする「ICT化の促進」についても、この規制が基盤整備を遅らせることを強制し、子どもたちの最先端の情報へのアクセスと公平な学習環境の確保を阻害します。これは、教育機会の深刻な損失を招き、デジタルディバイドを拡大させるという結論に至ります。この構造的な矛盾は、事業者に過度な負担を強いるだけでなく、大磯町の将来的な成長と行政戦略そのものに決定的な遅延と機能不全をもたらします。</p> <p>3 本素案が目指す目的達成に不適切な「条例形式」の採用</p> <p>本素案の目的である紛争防止は、条例以外の柔軟な手段で達成可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策対応における構造的な遅延リスク</li> </ul> <p>硬直的な条例は行政の柔軟性を構造的に奪います。条例は、議会における慎重な審議と議決という民主的手続きを経る法的性質上、その改正に時間を要します。これは、技術革新が急速なICTインフラ整備や、予測不能な事態に対応する防災分野において、制度が環境変化に迅速に追いつけなくなるという重大な政策リスクです。柔軟性に優れた「要綱」形式で対応すべきです。また、本素案には町長が勧告を行うかどうかの期限や紛争解決の判断基準が一切明記されていません。この不透明性は、行政の裁量による工事の長期的な先延ばしリスクを生み出し、ICTインフラ整備の見通しを立てることを不可能にし、事業者の投資意欲を奪います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益を損なう規制内容の過剰性</li> </ul> <p>隣接する二宮町など条例を導入している事例があるとしても、大磯町は国と連携した海上からの緊急支援物資の輸送拠点である大磯港の機能と、全国的な大規模イベントの通信確保という、二宮町にはない広域的な公益責任を負っています。本素案のように町民の命と経済に関わる「公益性を伴う工事」まで一律60日間の着工制限を課し、ICTインフラ整備を強制的に停滞させる規制は、極めて過剰であり大磯町の公益を損なうと言わざるを得ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制の重複</li> </ul> <p>町は既に既存の「要請」に基づく報告体制を構築しており、この枠組みを強化すれば、条例による過度な規制は不要です。</p> <p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p> <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的としており、携帯電話基地局の設置を制限するものではありません。</p>
--	--

		<p>また、設置工事の計画書の提出については、設置工事の内容や事実確認を含め、町役場庁内での事務手続きや、その後の近隣住民への説明の期間を考慮し、工事に着手する日の60日前としており、設置工事の着手を制限するものではありません。</p> <p>なお、本条例の制定については、令和7年第1回（3月）大磯町議会定例会において「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」が提出され、全会一致で採択されたことを受け進めているものです。</p>
番号	条項等	ご意見
6	条例の 名称	<p>条例の名称について 大磯町携帯電話基地局の設置・改造及び契約更新に関する条例 令和4年前町長名で要請文を出したが改造については守られていないので、条例の名称の中に記載する必要があるため。</p> <p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p> <p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造（基地局の形状や電波の出力）する場合についても対象としています。</p> <p>なお、契約更新の際に既存の携帯電話基地局を改造する場合は、本条例の対象としますが、既存の携帯電話基地局を何も変更することなく免許を更新する場合は、本条例の対象とはしません。</p>
番号	条項等	ご意見
7	条例の 名称 ・ 第1条	<p>設置等に関する→設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例 紛争を未然に予防し調整を図ることを→調整を図る を入れる</p> <p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p> <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
番号	条項等	ご意見
8	第1条	<p>～紛争の予防と調整を図ることを目的とする。</p> <p>（理由：“調整”を目的に加えることで、条例の意図が強まるし、紛争の際には町民は町（行政）の調整が頼りとなる）</p> <p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p> <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に</p>

		<p>防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
9	第1条	<p>第1条を次のように改変することを意見とします。(改変は赤字部分)</p> <p>第1条 この条例は、携帯電話基地局から発せられる電磁波から近隣住民の健康及び安全安心を担保する立場から、事業者の携帯基地局等の設置に当たっては、設置計画地の近隣住民等に対して、事前に配慮すべき事項、設置計画等の手続き、その他事項を定めることにより、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする。</p> <p>「目的」改変の理由＝「事業者と町民との紛争」の根本原因・要因は何か、それは「携帯基地局設置による健康問題」だと言うことを「目的」条項にはっきり書いておく必要があると考えます。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えます。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
10	第1条	<p>1 この条例制定の目的を読むと、「事業者と住民との紛争を未然に防ぐ」とありますが、「町民の健康を守る」という観点が全く無視されています。</p> <p>2 条例制定の目的である「町民と事業者との紛争を未然に防止すること」→「町民の健康を守り事業者との紛争を未然に防止すること、そのために町民と事業者と行政は対話を重ねていくこと」に変更する。条例の目的そのものを変えていただくよう真剣に取り組んでいただきたい。</p> <p>3 官民、町民が共に対話を重ねていける町でありたい。町は常に町民側についているべきです。どちらを向いて条例を作っているのか疑問です。あなたの家族がもし健康被害にあったらどうしたら良いのか、当事者の視点が欠如しています。</p> <p>4 大磯町は「自明性を疑う」賢い行政だと思っています。先例から学ぶことはないのです。法律は常に後手後手です。後追いでは何も生まれません。先進的な考え方を大磯町から発信することが大磯町の将来、子どもたちの未来に必ずや繋がると信じています。ずっと住みたい町、大磯。安心して暮らしやすい町、大磯。安全で楽しい町、大磯。ではないでしょうか？</p>
		<b>町の考え方</b>

		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに際して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。</p> <p>なお、携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えます。</p>
番号	条項等	ご意見
11	第1条	<p>第1条 この条例は携帯基地局の設置等に関し、事業者が設置計画等の手続、そして近隣住民等に対して事前に説明責任を明確にし、これにより町民間、ならびに事業者との紛争を未然に防止して、共に町民の安全安心な環境づくりとなることを目的とする。</p> <p>意見：令和7年3月17日の本会議において採択された「請願」の内容をご参照ください。</p>
		町の考え方
		<p>本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することで、町民の安全安心に資するものと考えますので、条文に「安全で安心なまちづくりをめざす」という文言を追加します。</p>
番号	条項等	ご意見
12	第1条	<p>携帯電話基地局の設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置等→「設置、改造、既存基地局の契約更新」と定義</li> <li>・携帯電話基地局の設置等に関する基本理念を定め、町、事業者の責務、および町民の役割を明らかにしを追加</li> <li>・町民と事業者との紛争の予防と調整、調停を図ることを目的とするを追加</li> </ul>
		町の考え方
		<p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造（基地局の形状や電波の出力）する場合についても対象としています。</p> <p>なお、契約更新の際に既存の携帯電話基地局を改造する場合は、本条例の対象としますが、既存の携帯電話基地局を何も変更することなく免許を更新する場合は、本条例の対象とはしません。</p>
番号	条項等	ご意見
13	第1条	<p>事業者と近隣住民のトラブル未然防止とあるが、両者納得するまでは工事は開始出来ないとするべき</p>
		町の考え方
		<p>住民の承認（合意）を義務づけることは、事業者に法律に基づかない不当な権利制限を課すことになるため規制は困難であると考えます。</p>
番号	条項等	ご意見

14	第2条	<p>(2) 事業者 設置又は改造 ( ) 契約更新を→契約更新を入れる (4) アに適用する</p> <p>(4) 周辺住民 追加する</p> <p>(5) 紛争 追加する (二宮町・小林市参考)</p> <p>(6) 調整 追加する (二宮町・小林市参考)</p> <p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p> <p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造(基地局の形状や電波の出力)する場合についても対象としています。</p> <p>なお、契約更新の際に既存の携帯電話基地局を改造する場合は、本条例の対象としますが、既存の携帯電話基地局を何も変更することなく免許を更新する場合は、本条例の対象とはしません。</p> <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としていますので、近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である地区の居住者まで範囲を広げることは考えていません。</p> <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
番号	条項等	ご意見
15	第2条	<p>(ウ)として小林市の条例の“(4) 周辺住民 近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である町の居住者をいう。</p> <p>(理由：土地所有者でない借家人であっても町民は対象とすべき)</p> <p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p> <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p> <p>また、土地所有者等とは、大磯町内の範囲内における土地所有者及び一般住宅、集合住宅、事業所、公共施設等の所有者や、それらの施設を占有している者を指しますので、土地所有者ではない借家人も含まれます。</p>

番号	条項等	ご意見
16	第2条	<p>根本的に携帯電話基地局の設置は反対ですが、企業側が誠意を持って最低でも300mの範囲の住民に説明を行う条例を義務付けるようお願いいたします。すでに設置している、または設置しようとする土地の所有者に（国内・国外の）健康被害の説明も義務付けていただけますようお願いいたします。</p>
		<p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p>
		<p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p> <p>なお、本条例を既に設置されているものに対し適用させることは、法の遡及不適用の原則から困難ですが、既存の携帯電話基地局を改造（基地局の形状や電波の出力）する場合は対象とします。</p> <p>また、既存の携帯電話基地局は国の基準を満たしており、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康被害に係る説明を義務づける考えはありません。</p>
番号	条項等	ご意見
17	第2条	<p>説明をする範囲は、最低でも300mの範囲 → 町は建てた基地局の高さの2倍の範囲と規定していますが、実際に電磁波由来で普通の生活が出来なくなった人が複数人この町におられるので、電磁波が届く最低でも300mの範囲に説明をするべきだと思います。</p>
		<p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p>
		<p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p>
番号	条項等	ご意見
18	第2条	<p>基地局を建てる土地の所有者に、健康被害についての事例があることも含めて説明をして欲しいです。</p>
		<p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p>
		<p>携帯電話基地局は、国の基準を満たしており、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康被害に係る説明を義務づけることは困難であると考えます。</p>
番号	条項等	ご意見
19	第2条	<p>定義について 二宮町の条例と同様に紛争、調整を入れてほしい。</p>

		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
20	第2条	<p>第2条(2)</p> <p>事業者による設置又は改造とあるが、電子機器の設置であるので追加項目を設けてメンテナンス不良により機器の経年変化等への項目を追加してほしい。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造(基地局の形状や電波の出力)する場合についても対象としています。</p> <p>なお、維持修繕行為にあたる保守(メンテナンス)については、軽微な行為で改造にはあたりませんが、本条例を運用する中で、必要があれば対象への追加なども検討します。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
21	第2条	<p>第2条(4)ア</p> <p>地上から高さの2倍に相当する範囲内とあるが、アンテナ数、出力強度により影響範囲は変わるはずであり、なおかつ指向性の方向から200m点が最大となりうると思われるので2倍とした理由の明示および範囲の再考をお願いしたい。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
22	第2条	<p><u>第2条(定義)の(4)を次のように改変することを意見とします。(改変は赤字部分)</u></p> <p>(4) 近隣住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。</p> <p>ア 既存の建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)に携帯電話基地局を設置又は改造(以下「設置等」という。)をするとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さから一般的に電磁波の出力有効距離(仕様書記載距離)の範囲内における土地所</p>

		<p>有者等であつて、当該建築物等の敷地に隣接する土地に係る土地所有者等であるもの</p> <p>イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さから一般的に電磁波の出力有効距離（仕様書記載距離）に相当する範囲内における土地所有者等</p> <p><u>＊「第2条の(4)のア及び、イの「近隣住民の距離的定義について」の改変理由</u></p> <p>≡近隣住民の範囲については、条例制定の「目的」が携帯基地局から発せられる『電磁波』による健康及び安全安心を担保することに鑑み、その電磁波の出力（電磁波）の及ぶ範囲とし、その距離は仕様書等に基づくと規定する。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
23	第2条	<p>(2) 事業者 携帯電話基地局の設置、改造（当該携帯電話基地局の形状又は出力の変更することをいう。以下同じ）、または契約更新をしようとする携帯電話通信会社をいう。</p> <p>(4) 近隣住民 (ア)既存の建物の建築物又は工作物（以下「建築物」という。）に携帯電話基地局を設置又は改造、契約更新（以下「設置等」という。）をするとき・・・</p> <p>〈下記追加条文〉</p> <p>(ウ) 周辺住民 近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である区の居住者をいう</p> <p>〈下記追加条文〉</p> <p>(5) 紛争 携帯電話基地局の設置又は改造、さらに契約更新が住環境に及ぼす影響により、近隣住民および周辺住民（以下「近隣住民等」という。）と事業者との間に生じた民事上の争いをいう。</p> <p>(6) 調整 紛争中にある近隣住民等と事業者（以下「紛争当事者」という。）との間に協議の場を設けるとともに、双方の主張を整理し、その意思の合致に導くよう努めることをいう。</p> <p>意見：「契約更新」の際については、提出された請願で明記されており、今回条例に記載するのは必須です。</p> <p>また、「周辺住民」の定義についても同様に請願に明記されており、「小林市」での条例でも記載されています。電磁波は近隣住民だけでなく、周辺住民へも影響</p>

		<p>があるため、各条例項目に、「近隣住民」の記載がある箇所には、「周辺住民」の記載を追加し、「近隣及び周辺住民」とし、「近隣住民および周辺住民」の記載がある場合は、「近隣住民等」すべきです。⇒第5条、第6条、第7条、第8条1、2、3、4、第9条、第10条、第11条</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造（基地局の形状や電波の出力）する場合についても対象としています。</p> <p>なお、契約更新の際に既存の携帯電話基地局を改造する場合は、本条例の対象としますが、既存の携帯電話基地局を何も変更することなく免許を更新する場合は、本条例の対象とはしません。</p> <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としていますので、近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である地区の居住者まで範囲を広げることは考えていません。</p> <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
24	第2条	<p>・近隣住民等</p> <p>近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である区の居住者、土地所有者等をいうを追加</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としていますので、近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である地区の居住者まで範囲を広げることは考えていません。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
25	第2条	<p>説明をする範囲は、最低でも300mの範囲</p> <p>総務省が携帯電話基地局のアンテナから発射される電磁波の距離は500mとの記</p>

		<p>載しており、フランスの疫学調査では300メートルの範囲内で人体への影響が認められると言う結果が出ています。法に反しない範囲での条例、という町の意見も分かりますが、国がやってくれないことから町民を守るのが条例の役目ではないでしょうか。電磁波が確実に悪影響と言う事まで言わなくて良いので、『予防原則』に乗っ取った姿勢でこの300mと言うのは必要だと思います。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
26	第2条	<p>(4) 近隣住民の定義</p> <p>設置する基地局から水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内とあるが基地局から半径500m電波は飛んでるとされているのに、範囲があまりにも狭いあくまで電磁波に悩む町民を出してはならないと考えるので最低、半径500mとすべき</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
27	第2条	<p>(定義) 第2条(4)近隣住民 次に掲げる区分に応じ・・・⇒近隣住民を携帯電話基地局から500mの土地所有者とする</p> <p>理由：総務省のパンフレットでも電磁波の届く距離として500mと図解されている。「建築物」の倒壊リスクは携帯電話基地局の高さの2倍としていたが、そこには電磁波のリスクは考えていなかった。今問題になっているのは電磁波の健康リスクであるため電磁波の届く距離の住民とすべきである。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
28	第2条	<p>大磯町の第2条(4)の後に⇒二宮町の条例第2条(5)紛争(6)調整を第2条(4)の後に追加する。</p>

		<p>理由：紛争は全国で起きており約10件も最高裁にまで紛争が進んだことから、大磯でも紛争が起こることは容易に想定されるため。また、調整は大企業と紛争になった場合、町民の声を大切にする行政として、調整する必要が発生するため。</p> <p>（自主的な解決）の空欄のところに二宮町の第6条（自主的な解決）を引用する事。</p> <p>理由：事業者も紛争当事者として・・・紛争を自主的に解決するよう努めなければならない。大磯町の条例では事業者には紛争の解決に努める努力義務が課されていないのは問題であるため。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
29	第3条	<p>～紛争を未然に防止するための施策を実施する“と共に紛争が生じたときは、適切に調整するよう努めるものとする。”</p> <p>（理由：紛争が生じたときは町民は町の調整が頼りなので、町の責務に紛争の調整を入れる）「紛争の調整、調整の申出等、調整の打切り、調整の非公開」これらの条文については小林市の条文の規定を使用する。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
30	第3条	防止するための施策→防止するための施策及び紛争の調整のための施策を
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p>

		<p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
番号	条項等	ご意見
31	第3条	<p>防止するための施策→防止するための施策及び紛争の調整のための施策を</p> <p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p> <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
番号	条項等	ご意見
32	第4条	<p><u>第4条（事業者の責務）を次のように改変することを意見とします。</u></p> <p>第4条 事業者は、携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、近隣住民の意見を聴き、とりわけ住民の健康及び安心安全に対する理解に努め、紛争の防止に努めなければならない。</p> <p>「目的」改変の理由＝事業者の責務は「条例の目的達成にとって、住民の健康と安全安心の配慮義務であること」を明記する。</p> <p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p> <p>携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えます。</p>
番号	条項等	ご意見
33	第4条	<p>ペースメーカー装着者、化学物質過敏症患者等アレルギー疾患を持つ者の居住する世帯の意向を尊重するよう努めなければならないを追加</p> <p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p> <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p> <p>そのため、ペースメーカー装着者、化学物質過敏症患者等アレルギー疾患を持つ者の居住する世帯に限らず「近隣住民」の範囲に該当するすべての方を対象としています。</p>
番号	条項等	ご意見
34	第5条	<p><u>第5条（近隣住民の責務）を次のように改変することを意見とします。（改変は赤字部分）</u></p>

		<p>第5条 近隣住民は、事業者への対応、及び説明等に当たっては真摯に臨むこととし、誹謗、中傷、紛争の防止に努めなければならない。</p> <p>「近隣住民の責務」改変の理由＝近隣住民は「事業者と対等平等に、真摯に向き合う姿勢」を忘れないことを明記する。</p>
		<b>町の考え方</b>
		いただいた御意見については、本条例の逐条解説へ取り入れさせていただきます。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
35	第6条	<p>提出した計画書の内容を変更した時は変更後の計画を町長に提出とあるが届出を工事着手60日前までに提出していれば変更届は1日前でも良いのか？変更届が出された場合はその日から60日をカウントするべき</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>設置工事の計画書の提出については、設置工事及び事実確認を含め、町役場庁内での事務手続きや、その後の近隣住民への説明の期間を考慮し、工事を着手する日の60日前としています。変更後の計画書の提出における期間は特に定めていませんが、上記手続き等に支障をきたすことがないように運用します。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
36	第6条	<p>提出した計画書の内容を変更した時は変更後の計画を町長に提出とあるが届出を工事着手60日前までに提出していれば変更届は1日前でも良いのか？変更届が出された場合はその日から60日をカウントするべき</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>設置工事の計画書の提出については、設置工事及び事実確認を含め、町役場庁内での事務手続きや、その後の近隣住民への説明の期間を考慮し、工事を着手する日の60日前としています。変更後の計画書の提出における期間は特に定めていませんが、上記手続き等に支障をきたすことがないように運用します。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
37	第6条	<p>(計画書の提出) 事業者は、新たに携帯電話基地局の設置又は改造等をしようとする・・・⇒又は改造を挿入する。</p> <p>理由：令和4年前町長名で要請文を出したが改造については守られていないため。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造（基地局の形状や電波の出力）する場合についても対象としています。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
38	第6条	<p>第6条の2の後に3として事業者から町に工事計画書が提出された場合、町はHPに載せることを追記する。</p>

		理由：携帯基地局の設置情報をスピーディーに行わないと近隣住民が知らないうちに携帯基地局が建つことになり理解が得られず、不必要な軋轢を起こすため。
		<b>町の考え方</b>
		本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的としています。そのため、近隣住民が知らないうちに携帯電話基地局が設置されることがないように、事業者の責務を定めるほか、事業者には設置工事計画書の提出、近隣住民への説明等や標識の設置を求めています。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
39	第7条	第7条 事業者は計画書を提出と同時に近隣住民等に速やかに携帯電話基地局の設置等計画を・・・ 意見：速やかに対応することで未然に紛争を防ぐことができると考えます（「請願」による）。
		<b>町の考え方</b>
		本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するもので、事務手続きや説明会などにはある程度の期間を要すると考え、携帯電話基地局の設置工事に着手する日の60日前までに当該設置工事の計画書を提出することとしていますが、速やかな対応に努めます。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
40	第7条	当該標識に係る携帯電話基地局の設置等の工事の計画書を提出と同時に当該設置計画の概要を記載した標識を接置するものとするを追加
		<b>町の考え方</b>
		標識の設置については、計画書の設置に合わせて、どのような標識を設置するのかなどを事業者を確認したうえで、速やかに設置していただくよう運用の中で定めます。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
41	第7条	標識設置のタイミングは？住民説明がされてから設置するのか計画書が出された時点で設置するのかはっきりしたほうがいい
		<b>町の考え方</b>
		標識の設置については、計画書の設置に合わせて、どのような標識を設置するのかなどを事業者を確認したうえで、速やかに設置していただくよう運用の中で定めます。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
42	第7条	（標識の設置）第7条の条文の後に⇒設置計画提出と同日標識を設置すること。 理由：近隣住民が携帯電話基地局の設置が行われることを理解できるようにするため。

		<b>町の考え方</b>
		標識の設置については、計画書の設置に合わせて、どのような標識を設置するのかなどを事業者を確認したうえで、速やかに設置していただくよう運用の中で定めます。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
43	第7条	<p>[意見]</p> <p>設置計画の概要を記載した「標識」に、最も近い既存の携帯電話基地局（他社を含む）との距離を明示する。</p> <p>[理由]</p> <p>大磯町内の携帯電話基地局の数は各社合せて52基と聞いています。大磯町の面積は、17.23平方kmなので、すでに0.33平方kmに1基というかなりの密度になっています。携帯電話基地局の周辺で電磁波過敏症やペースメーカーへの影響など健康被害が訴えられている現状では、これ以上の林立状態は避けたいところです。法律で規制することが無理であれば、既存の基地局から一定の間隔をとることが必要になると思います。そこで設置計画の概要を記した標識に、直近の既存の基地局との距離を明示し、それも含めて近隣住民と真摯な話し合いをすることが重要だと考えます。</p>
		<b>町の考え方</b>
		どのような対応が可能か検討します。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
44	第8条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業者は第6条第1項の計画書の提出後、規則で定めるところにより、近隣住民等に当該工事の計画の概要を説明し、<u>周知を行い、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。</u></li> <li>2. 事業者は、近隣住民等から前項の説明について説明会の<u>開催を求められたときは、これに応じなければならない。</u></li> </ol> <p>意見：第8条2においては、この条例の中で一番重要です。事業者の説明会開催は、企業の社会的責任（コンプライアンス）義務です。「請願」にもあるように、紛争の防止と、町民（特にこれから町を担っていくの子どもたち）が<u>安心、安全な環境下での暮らしを守る</u>ことが、町としての最も重要な義務です。</p>
		<b>町の考え方</b>
		本条例では、町民と事業者との紛争を未然に防止するため、事業者の責務を定めているほか、携帯電話基地局を設置する際の計画書の提出や標識の設置、また、説明会の開催などの規定を設けています。事業者には本条例の趣旨を周知し、理解していただけるよう努めます。

番号	条項等	ご意見
45	第8条	基地局を設置する際の説明会は、企業側の努力義務ではなく『絶対に』必要としてほしい。
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的としており、本条例の趣旨に沿って説明会の開催を求めるものであり、事業者に強制するものではないと考えます。</p> <p>なお、事業者には十分に周知し、本条例の趣旨を理解していただけるよう努めます。</p>
番号	条項等	ご意見
46	第8条	<p>大磯町でも上記の条例が出来る段階にあると聞き嬉しく思います。知り合いに電磁波が疑われるような体調の著しい変化で苦しんでおられる方が数名いるので、関心を持っております。ここ数十年の間のすさまじいテクノロジー環境の変化は実際に身を置き経験してきました。そして高齢者になってからは、ついて行けるかどうか不安になってしまいます。幼い子供達は生まれた時からネットワークの中で育ち、その若い親やその子供が成長して行く段階で一体どんな問題が起こってくるのだろうかかと心配になります。問題意識を持ち、テクノロジーをうまく活用しながら生活して行くために、行政は最善をつくしていただきたいと願います。この緑多い自然に恵まれた大磯という町では、独自の電磁波から町民を守るための政策を徹底してほしいと思います。空気がきれいだからと喘息の持病を持った子がいる方が移住してくる、自然豊かな環境で子育てをしたいと移住してくる若い家族がいる、そんな大磯の環境を根底から守るための条例になると信じます。</p> <p>事業者が事前に近隣住民に細やかに説明をすることは義務でありその責任を明確に記してください。</p> <p>また、基地局が承認され設置された後に、例えば5Gに変更することになった場合などは当初の契約とは違ったものになるわけですから、きちんとまた説明責任を果たすことは当然の義務です。契約更新についてもまた住民の承認を得るようにするべきではないでしょうか？</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>住民の承認（合意）を義務づけることは、事業者に法律に基づかない不当な権利制限を課すことになるため規制は困難と考えます。そのため、事業者には、近隣住民に対して説明することにより、近隣住民の理解を得るよう努め、また、意見を聴いて紛争の防止に努めるよう事業者の責務を定めています。</p> <p>なお、携帯電話基地局の設置後に5Gなどに変更するような場合は、改造に当</p>

		たるため、変更の際には改めて近隣住民に対しては説明等を求めることになりません。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
47	第8条	事業者は……これに応じるよう努め→これに応じ理解を得るよう努めなければならない
		<b>町の考え方</b>
		本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的としており、本条例の趣旨に沿って説明会の開催を求めるものであり、事業者に強制するものではないと考えます。 なお、事業者には十分に周知し、本条例の趣旨を理解していただけるよう努めます。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
48	第8条	基地局条例案に周辺住民に対し、設置・改造契約更新のときに、事業者は説明会を、開催することを、しっかり入れて下さい。周辺住民の健康が守られ、生活出来ることが大切です。
		<b>町の考え方</b>
		本条例では、携帯電話基地局の設置に加え、既存の携帯電話基地局を改造（基地局の形状や電波の出力）する場合についても対象としています。 近隣住民への説明会については、本条例の趣旨を事業者には十分に周知し、理解していただけるよう努めます。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
49	第8条	近隣住民→近隣住民等
		<b>町の考え方</b>
		近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としていますので、近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である地区の居住者まで範囲を広げることは考えていません。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
50	第6条	基地局を設置する際の説明会は、企業側の努力ではなく『必ず』必要です。チラシをちょっと配っただけで、『説明しました』と言われてしまっただけでは、これだけの時間や労力をかけてわざわざ条例を作る意味がなくなってしまいます。
		<b>町の考え方</b>

		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに關して、事業者が近隣住民に對して事前に説明をすることで、紛争を未然に防止することを目的としており、本条例の趣旨に沿って説明会の開催を求めるものであり、事業者に強制するものではないと考えます。</p> <p>なお、事業者には十分に周知し、本条例の趣旨を理解していただけるよう努めます。</p>
番号	条項等	ご意見
51	第8条	<p>土地の所有者にも必ず説明をしていただきたいです。土地の所有者も周辺住民に含まれるとのことですが、所有者がそこに必ずしも住んでいるとは限りません。旧ししまいラーメンのすぐ近くにある基地局の土地所有者は、建てた後で●●さんの話を聞き『そんな事があるなんて知らなかった、知ってたら土地貸さなかったのに…』と言っていたそうです。</p>
		町の考え方
		<p>本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものですので、土地所有者に対しても本条例の趣旨を説明して理解をいただくことを、事業者が計画書を提出する際に確認するようにします。</p>
番号	条項等	ご意見
52	第8条	<p>説明会の開催に応じるよう努めなければならないとあるが強制力が無くやらなくても良いと捉えることができる</p>
		町の考え方
		<p>近隣住民への説明会の開催は努力義務ですので強制力はありませんが、本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものですので、本条例の趣旨を事業者に周知し、理解していただけるよう努めます。</p>
番号	条項等	ご意見
53	第8条	<p>(近隣住民への説明等) 第8条3 開催予定日の7日前までに・・・⇒開催予定日の2週間前までに・・・</p> <p>理由：開催予定日の7日前では回覧等近隣住民へ周知するためには時間がなさすぎる。回覧板でも周知するには最低でも2週間は必要である。</p>
		町の考え方
		<p>先進自治体を参考とし、特段の支障は生じていないことから開催予定日の7日前としています。</p>
番号	条項等	ご意見
54	第8条	<p>[意見]</p> <p>① 第1項「周知に努めるとともに、近隣住民の理解を得るよう努めなければならない」を「周知を行なうとともに、近隣住民の理解を得るよう努めなければならない」に変える。</p>

		<p>② 第2項「(前略) 説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない」を「(前略) 説明会の開催を求められたときは、これに応じなければならない」に変える。</p> <p>[理由]</p> <p>本条例(素案)は全体的に「努めなければならない」という努力義務の規定になっていますが、とりわけ第8条第1項の「計画の周知」及び第2項の「説明会の開催」は本条例制定の基本に関わる問題であり、努力義務とすることはその趣旨にそぐわないと考えます。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>近隣住民への説明会の開催は努力義務ですので強制力はありませんが、本条例は、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものですので、本条例の趣旨を事業者に周知し、理解していただけるよう努めます。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
55	第9条	<p>報告書の提出があったときは当該報告書を一般の閲覧に供するものとするを追加</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>報告書の開示を当該近隣住民から求められたときは、報告書の開示に応じるとともに、一般の閲覧に供することを定めています。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
56	第10条	<p>近隣住民→近隣住民等</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としています。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
57	第11条	<p>(1) 特別な理由とは何か明確な理由を書くべき</p> <p>第8条で努力義務と書いていて勧告するのはおかしい第8条で説明会の義務化とすべき</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。</p> <p>そのため、町、事業者、近隣住民の間に築かれる信頼関係が最も大切であると考えていることから、勧告により改善しない場合の罰則等は設けていませんが、三者の信頼関係を失墜するような行為を抑止するという意味で本条項を規定して</p>

		います。
番号	条項等	ご意見
58	その他 (条項 の追加 等)	<p>紛争の調整 ぜひ入れてほしい。町長の権限が町民にとって力になります。</p> <p>調整の申出等 二宮町のように記載してほしい。</p>
		町の考え方
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
番号	条項等	ご意見
59	その他 (条項 の追加 等)	<p>大磯町携帯電話基地局の設置に関して電磁波のみを考慮しているようであるがアンテナには装置部もあり騒音に関して近隣住民は影響を受ける。項目を追加すべきと思料する。</p>
		町の考え方
		<p>騒音などの苦情や要望については、本条例にかかわらず町からも事業者に対して調査を依頼し、改善を求めます。</p>
番号	条項等	ご意見
60	その他 (条項 の追加 等)	<p>紛争の調整、調整の申し出、打ち切り、非公開などの条項を追加する</p>
		町の考え方
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
番号	条項等	ご意見
61	その他 (条項 の追加 等)	<p><u>以下条例項目追加</u>を強く希望します。</p> <p>〈追加条例：紛争の調整〉</p> <p>携帯基地局の設置又はそれに関することで近隣住民等と事業者、又はそれに関することで近隣住民等と事業者、又は町民間で紛争が生じた場合は、町長はあつせん又は調停を行い、当該紛争の調整に努めるものとする。</p>

		<p>以下3項目についても、<u>小林市と同じ条文を追加してください</u>  (追加条例：調整の申出等、調整の打切り、調整の非公開)  意見：紛争は、<u>町民間また、町民と事業者間</u>とのこともあります。この条文により、「目的」にある紛争を未然に防止して、<u>共に町民の安心、安全な環境づくり</u>ができるよう強く望みます。</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
62	その他 (条項の追加等)	<p>新たに追加していただきたい条文</p> <p>(1) 基本理念  携帯電話基地局の適正な設置又は改造、既存基地局の契約更新（以下「設置等」という）もしくは管理運営は、町、事業者、土地所有者、および近隣住民の相互の信頼、理解及び協力のもとで進められなければならない</p> <p>(2) 紛争の調整  町長は近隣住民等と事業者との紛争が生じたときは、大磯町まちづくり条例（平成13年条例31号）に準じて、あっせん又は調停を行い、当該紛争の調整に努めるものとする</p>
		<b>町の考え方</b>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めていますので、基本理念を追加する考えはありません。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加しますが、大磯町まちづくり条例に該当する開発行為等については、条例に基づき指導を行います。</p>
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
63	その他	(紛争の調整) の項目が白紙になっている。

	<p>(条項の追加等)</p>	<p>⇒ (紛争の調整) 町長は、近隣住民等と事業者との紛争が生じたときは、大磯町まちづくり条例の第9章開発事業に係る紛争調整に基づき、斡旋又は調停を行い、当該紛争の調整に努めるものとする。</p> <p>理由：1979年日本で初めて東京都の23区で携帯電話基地局が設置されて以降、電磁波による健康被害に苦しむ人も出てきています。フランスでは2009年、ベルサイユ高等裁判所で住民勝訴の判決が出ています。日本では住民勝訴の判決は未だありませんが、最高裁まで行った裁判が約10件出ています。従って紛争が起きる可能性は十分想定されます。住民の代表でもある町長が紛争の調整を行うのは重要な役割と考えるためである。</p> <p>(調整の申し出) (調整の打切り) (調整の非公表) が空欄になっている。</p> <p>⇒二宮町の第10条 (調整の申し出)、第11条 (調整の打切り)、第12条 (調整の非公開) をそのまま引用する。</p> <p>理由：1979年日本で初めて東京都の23区で携帯電話基地局が設置されて以降、電磁波による健康被害に苦しむ人も出てきています。フランスでは2009年、ベルサイユ高等裁判所で住民勝訴の判決が出ています。日本では住民勝訴の判決は未だありませんが、最高裁まで行った裁判が約10件出ています。従って紛争が起きる可能性は十分想定されます。住民の代表でもある町長が紛争の調整を行うのは重要な役割と考えるためである。</p> <p style="text-align: center;"><b>町の考え方</b></p> <p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めていますので、基本理念を追加する考えはありません。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加しますが、大磯町まちづくり条例に該当する開発行為等については、条例に基づき指導を行います。</p>
<p>番号</p>	<p>条項等</p>	<p style="text-align: center;"><b>ご意見</b></p>
<p>64</p>	<p>第1条 ・ その他 (条項の追加等)</p>	<p>① 第1条の「町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする」を「町民と事業者との紛争の予防と調整を図る」にかえる。</p> <p>② 第2条に、次の(5)(6)というふたつの項目を追加する。</p> <p>(5) 紛争 携帯電話基地局の設置等が住環境に及ぼす影響により、近隣住民と事業者との間に生じた民事上の争いをいう。</p> <p>(6) 調整 紛争中にある近隣住民との間に協議の場を設けるとともに、双方の主張を整理し、その意思の合致に導くよう努めることをいう。</p>

		<p>③ 第3条の「町の責務」を、「町は、近隣住民と事業者との紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じたときは、適切に調整するように努めなければならない」に変える。</p> <p>[理由]</p> <p>本条例（素案）は、その第1条に「町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする」とだけあり、町民と事業者が紛争にいたる事態は想定していません。しかし、町民と事業者が紛争となる可能性はあり、その場合の対応は考えておかなければなりません。二宮町や小林市の条例は「目的」「定義」「町（市）の責務」にこれを想定して、「紛争の調整」の考え方を盛り込んでいます。本条例（素案）に、このことが規定していないのは、先行の条例からの後退と考えざるを得ません。このため、上記①～③を内容とする意見を提出します。</p> <p>上記の意見にともない、第5条の次に「自主的な解決」の条文を加える。また「調整」に関連して「調整の申出」「調整の打ち切り」「調整の非公開」等の条文を加える。</p>
		<p><b>町の考え方</b></p>
		<p>本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にすることで、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的として制定するものです。そして、紛争を未然に防止する観点から町、事業者、近隣住民それぞれの責務を定めています。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、町民と事業者との紛争の調整を図る旨の条項を追加します。</p>
<p><b>番号</b></p>	<p><b>条項等</b></p>	<p><b>ご意見</b></p>
<p>65</p>	<p>その他</p>	<p>参考資料1～3を拝見しました。以下の通り意見表明をいたします。</p> <p>No.1 主なご意見等に対する町の対応について</p> <p>「近隣の住民の範囲」について町の表現では物理的に安全な範囲としているが、本件は健康被害を受けている方々、また危機感を持たれている方々よりの切なる要望であるので今一步踏み込んでいただきたい。</p> <p>① 「適切な範囲を検討します」→「適切と思われる範囲を設定します」に変更する。</p> <p>② 宮崎県小林市の「近隣の住民および周辺住民」にならって、大磯町も「近隣の住民および周辺住民」に変更する。</p> <p>③ ②より踏み込んで大磯町独自の表現「景観法」の観点より、地域住民から基地局設置は大磯町の景観を損なっている、町民の健康被害をもたらしているという視点を入れる。</p>

		町の考え方
		<p>「適切な範囲を検討する」については、町民説明会の場合での町側の発言を記載したものです。</p> <p>近隣住民の範囲については、携帯電話基地局の安全性を説明する観点から、携帯電話基地局が倒壊した場合を考慮し、既存の建築物や工作物に携帯電話基地局を設置や改造をするときは、設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が、当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲としていますので、近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である地区の居住者まで範囲を広げることは考えていません。</p> <p>また、町の景観の観点で支障が生じた場合は、必要に応じて景観法及び大磯町景観条例により対応します。</p> <p>なお、携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えます。</p>
番号	条項等	ご意見
66	その他	<p>参考資料1～3を拝見しました。以下の通り意見表明をいたします。</p> <p>No. 10の主なご意見等に対する町の対応について</p> <p>憲法で国民は「営業の自由」を保障するとの記載があります。企業の立場も尊重された表現と思われませんが、同時に「公共の福祉」に反してはならない。まずは基本的人権の尊重があるはずで、大磯町の基本目標においても「誰もが安全に安心して暮らせる町づくり」とうたわれています。まずは町民の健康を守るという立場から本件に真剣に取り組んでいただきたい。</p> <p>また、「法律に反する条例から裁判を…」と記載されていますが、上に同じく町の行政は町民の健康を守るという立場で関わっていただきたいのであります。声をあげられない子どもたち、愛すべきペットたち、声を上げられない罹患者たち、自然界の動植物、生物たち等々、さらに俯瞰して、また視野を広げてみてください。</p>
		町の考え方
		<p>携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えますが、町にできることがあれば対処します。</p>
番号	条項等	ご意見
67	その他	<p>これから建てられる物だけでなく現在建っている物含め、それが基地局と言う明記をして欲しいです。素人にはただの電柱や防災無線等との区別がつけられません。</p>

		<p>また、それが健康に影響を及ぼしていると考えられる時に何処に相談したら良いかも、あちこちらい回しにされないよう基地局に明記しておいていただきたいです。</p>
		<b>町の考え方</b>
		いただいた御意見は、機会を捉えて国や事業者へ伝えます。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
68	その他	<p>役場に携帯基地局問題の窓口を作ってもらいたい。 理由：どこに相談して良いか分からない為。</p>
		<b>町の考え方</b>
		本条例を所管する政策課で対応します。
<b>番号</b>	<b>条項等</b>	<b>ご意見</b>
69	その他	<p>携帯基地局の設置後の体調不良について事業者に申し入れが出来るような条例を作ってほしい。 理由：携帯基地局を設置後事業者に申し入れする方法が分からない為。</p>
		<b>町の考え方</b>
		携帯電話基地局は国の基準を満たすものであり、電波による健康被害の関連性や影響は認められていないことから、健康面に対し、国の見解を超えた安全基準を考慮した条例を町が独自に策定することは困難であると考えます。